

最高裁秘書第4518号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年5月28日付け（同月29日受付、最高裁秘書第2993号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年4月15日付け高松家裁総第482号「裁判事務の分配等の定めについて（平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告）」（片面で14枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(高松高裁経由)

高松家裁総第482号

(組ろ-02)

平成31年4月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

高松家庭裁判所長 辻川靖夫

裁判事務の分配等の定めについて

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

平成31年度における高松家庭裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官の代理順序、開廷日割及び司法行政事務の代理順序は、別添のとおりです。

平成31年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官の代理順序、開廷日割及び司法行政事務の代理順序

平成30年12月7日

改正 平成31年4月1日

高松家庭裁判所

第1 裁判官の配置

1 本 庁

所長	判事	辻川 靖夫
	判事	森 實 将人
	判事	三上 孝 浩
	判事	菊井 一 夫
	判事	木山 智 之
	判事	濱 優 子
	判事	財津 陽 子
	判事	八木 文 美
	判事	深見 菜有子
	判事補（特例）	湯川 亮
	判事補（特例）	田原 綾子
	判事補	上原 紗梨

2 丸亀支部

支部長	判事	三上 乃理子
	判事	深見 翼
	判事補（特例）	田原 慎士
	判事補（特例）	佐々木 耕

3 観音寺支部

(兼) 判事補 (特例) 佐々木 耕

4 土庄出張所

(兼) 判事 菊井一夫

第2 裁判事務の分配

1 本 庁

(1) 合議事件

ア 法定合議事件

イ 裁定合議事件

ウ 観護措置決定及び更新決定に対する異議事件

エ 丸亀支部の裁判官（合議体を含む。）がした観護措置決定及び更新決定
に対する異議事件

所長 判事 達川 靖夫

判事 森 實 将 人

判事 三上 孝 浩

判事 菊井 一 夫

判事 木山 智 之

判事 濱 優 子

判事 財津 陽 子

判事 八木 文 美

判事 深見 菜有子

判事補 (特例) 湯川 亮

判事補 (特例) 田原 綾 子

判事補 上原 紗 梨

(2) 家事事件

ア 審判事件

(ア) 家事事件手続法別表第一に掲げる事件（以下「別表第一事件」という。）

a 後見、保佐、補助、任意後見監督人選任、監督等関係事件

7分の2 判事 辻川 靖夫

7分の2 判事 菊井 一夫

7分の3 判事補（特例） 田原 綾子

b 子の氏の変更許可、相続の承認及び放棄、保護者選任事件、失踪宣告

全 部 判事補（特例） 田原 綾子

c その他の別表第一事件

2分の1 判事 菊井 一夫

2分の1 判事補（特例） 田原 綾子

ただし、成年被後見人の特別代理人選任は、基本事件を担当する裁判官が担当する。

(イ) 家事事件手続法別表第二に掲げる事件（以下「別表第二事件」という。）

a 遺産分割、遺産分割禁止、寄与分、相続における祭祀財産の承継者指定事件

2分の1 判事 菊井 一夫

2分の1 判事補（特例） 田原 綾子

ただし、家事調停官久保田仁担当の調停事件から移行した事件については、原則どおりの分配とし、その他の調停事件から移行した事件については、当該調停事件を担当した裁判官にそれぞれ分配する。

b a を除く別表第二事件

5分の2 判事 辻川 靖夫

5分の2 判事 菊井 一夫

5分の1 判事補（特例） 田原 綾子

ただし、家事調停官久保田仁担当の調停事件から移行した事件については、判事辻川靖夫に、その他の調停事件から移行した事件については、当該調停事件を担当した裁判官にそれぞれ分配する。

イ 調停事件

(ア) 遺産分割、遺産分割禁止、寄与分、相続における祭祀財産の承継者指定事件

5分の2 判事 菊井一夫

5分の2 判事補(特例) 田原綾子

5分の1 家事調停官 久保田仁

(イ) (ア)を除く別表第二事件

6分の2 判事 辻川靖夫

6分の2 判事 菊井一夫

6分の1 判事補(特例) 田原綾子

6分の1 家事調停官 久保田仁

(ウ) 遺留分減殺請求等の相続に関する一般事件

5分の2 判事 菊井一夫

5分の2 判事補(特例) 田原綾子

5分の1 家事調停官 久保田仁

(エ) (ウ)を除く一般事件及び家事事件手続法第277条事件

6分の2 判事 辻川靖夫

6分の2 判事 菊井一夫

6分の1 判事補(特例) 田原綾子

6分の1 家事調停官 久保田仁

ウ 共助事件・雑事件

全 部 判事補(特例) 田原綾子

ただし、判事辻川靖夫及び判事菊井一夫が先に担当した事件の履行勧告

及び履行命令事件については、当該事件を担当した裁判官に分配する。

(3) 人事訴訟事件、通常訴訟事件

2分の1 判事 菊井一夫

2分の1 判事補(特例) 田原綾子

(4) 保全命令事件

2分の1 判事 菊井一夫

2分の1 判事補（特例） 田原綾子

ただし、本案事件が係属する場合は、本案事件を担当する裁判官に分配する。

(5) 保全異議・取消事件

2分の1 判事 菊井一夫

2分の1 判事補（特例） 田原綾子

ただし、本案事件が係属する場合は、本案事件を担当する裁判官に分配する。

(6) 再審事件

2分の1 判事 菊井一夫

2分の1 判事補（特例） 田原綾子

(7) 少年事件

ア 身柄事件（在宅事件として受理した後、観護措置決定がされた事件を含む。）

4分の1 判事 菊井一夫

4分の3 判事補（特例） 田原綾子

イ 在宅事件

2分の1 判事 辻川靖夫

2分の1 判事補（特例） 田原綾子

ただし、先に係属し、判事菊井一夫が担当している身柄事件と同一の少年に係る在宅事件については、判事菊井一夫に分配する。

ウ 準少年保護事件

全 部 判事補（特例） 田原綾子

エ 共助事件・雑事件

全 部 判事補（特例） 田原綾子

オ 身柄の観護措置及び令状請求事件

第1順位 判事補（特例） 田原綾子
第2順位 判事 菊井一夫
第3順位 判事 辻川靖夫

ただし、勤務時間外に処理すべきものは、あらかじめ所長が定める裁判官が処理する。

(8) 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3による臨検捜索許可状請求事件

第1順位 判事補（特例） 田原綾子
第2順位 判事 菊井一夫

2 丸亀支部

(1) 合議事件（観護措置決定及び更新決定に対する異議事件を除く。）

裁判長 判事 三上乃理子
判事 深見翼
判事補（特例） 田原慎士
判事補（特例） 佐々木耕

(2) 家事事件

ア 審判事件

(ア) 別表第一事件

a 後見、保佐、補助、任意後見監督人選任、監督等関連事件

3分の1 判事 三上乃理子
3分の1 判事 深見翼
3分の1 判事補（特例） 田原慎士

b その他の別表第一事件

3分の2 判事 三上乃理子
3分の1 判事補（特例） 田原慎士

(イ) 別表第二事件

2分の1 判事 三上乃理子
2分の1 判事補（特例） 田原慎士

イ 調停事件

2分の1 判事 三上 乃理子

2分の1 判事補（特例） 田原 慎士

ウ 共助事件・雑事件

全部 判事 三上 乃理子

エ 人事訴訟事件、通常訴訟事件

全部 判事補（特例） 田原 慎士

オ 保全命令事件

全部 判事補（特例） 田原 慎士

（ ただし、本案事件が係属する場合は、本案事件を担当する裁判官に分配する。

カ 保全異議・取消事件

全部 判事補（特例） 田原 慎士

(3) 少年事件

ア 身柄事件

4分の1 判事 三上 乃理子

4分の3 判事 深見 翼

イ 一般保護事件のうち在宅事件

4分の3 判事 深見 翼

4分の1 判事補（特例） 佐々木 耕

（ ただし、先に係属し、判事三上乃理子が担当している事件と同一の少年に係る事件については、判事三上乃理子に分配する。

ウ 交通事件のうち在宅事件

全部 判事補（特例） 佐々木 耕

（ ただし、先に係属し、判事三上乃理子又は判事深見翼が担当している事件と同一の少年に係る事件については、判事三上乃理子又は判事深見翼にそれぞれ分配する。

エ 準少年保護事件

4分の1 判事

三上 乃理子

4分の3 判事

深見 翼

ただし、収容継続申請事件のうち、判事三上乃理子又は判事深見翼が直近の身柄事件を担当した少年に係る事件については、判事三上乃理子又は判事深見翼にそれぞれ分配する。

オ 共助事件・雑事件

全部 判事

深見 翼

(カ) 事件受理時における身柄の観護措置及び令状請求事件

4分の1 判事

三上 乃理子

4分の3 判事

深見 翼

(4) 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3による臨検捜索許可状請求事件

ア 丸亀支部管轄事件

2分の1 判事

三上 乃理子

2分の1 判事補(特例)

田原 慎士

イ 観音寺支部管轄事件

全部 判事補(特例)

佐々木 耕

(3) 観音寺支部

(1) 家事事件 全部 判事補(特例) 佐々木 耕

(2) 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3による臨検捜索許可状請求事件

全部 判事補(特例)

佐々木 耕

4 土庄出張所

家事事件 全部 判事

菊井 一夫

5 事件分配の方法

(1) 割合をもって事件の分配を定めたものについては、事件の種別ごとに、原則として、受付番号の順序により、順次これを分配する。

(2) ただし、相関連する事件は、同一の裁判官にこれを配てんする。この場合

には、関連事件として配てんした事件の数に応じて、その直後の当該裁判官に対する配てんを減ずる。

- (3) 相関連する事件が複数の裁判官に係属したときは、関係裁判官が協議の上、これを一の裁判官に分配替えができる。この場合には、その後に受けた新件で調整する。
- (4) 特別の事情のため、上記の方法によることを適當としない場合は、所長においてこれと異なる分配をすることができる。

6 本庁の事務分配の変更

- (1) 分配された事件を当該裁判官で処理することが相当でないときは、所長は、当該裁判官の申出により、司法行政事務で所長を代理する裁判官の意見を聴いた上、これを他の裁判官に移すことができる。この場合においては、その後に受け付けた新件で調整する。
- (2) 裁判官に病気その他の長期の差し支えが生じたとき、又は一の裁判官に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、所長は、その事件の種別に従い、司法行政事務で所長を代理する裁判官及び関係裁判官の意見を聴いた上、相当の期間、その裁判官に対する事件の分配の全部若しくは一部を停止し、あるいはその裁判官に係属する事件の全部若しくは一部を他の裁判官に分配替えができる。

7 本庁及び支部並びに支部相互間における事務分配の変更

- (1) 相関連する事件が本庁と支部、又は複数の支部に係属したときは、関係裁判官が協議の上、これを一の裁判官に集めることができる。
- (2) 本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないときは、あるいは関係支部で処理するのを適當とするときは、所長は、当該事件の担当裁判官の申出により、関係支部の裁判官の意見を聴いた上、当該事件を関係支部において処理すべき事件とすることができる。
- (3) 支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないときは、あるいは本庁で処理するのを適當とするときは、所長は、当該支部の裁判官の申出

により、司法行政事務で所長を代理する裁判官の意見を聴いた上、当該事件を本庁又は他の支部において処理すべき事件とすることができる。

第3 裁判官に差し支えあるときの代理順序

1 本 庁

(1) 合議事件の裁判長の代理

第1順位	判 事	菊 井 一 夫
第2順位	判 事	森 實 将 人

(2) 判事辻川靖夫の代理

	判 事	菊 井 一 夫
--	-----	---------

(3) 判事菊井一夫の代理

ア 家事事件	判 事	辻 川 靖 夫
イ 少年事件		

第1順位	判事補 (特例)	田 原 綾 子
第2順位	判 事	辻 川 靖 夫

(4) 判事補(特例)田原綾子の代理

	判 事	菊 井 一 夫
--	-----	---------

2 丸亀支部

(1) 合議事件の裁判長の代理

	判 事	深 見 翼
--	-----	-------

(2) 判事三上乃理子の代理

ア 家事事件

第1順位	判事補 (特例)	田 原 慎 士
第2順位	判 事	深 見 翼

イ 少年事件

第1順位	判 事	深 見 翼
第2順位	判事補 (特例)	田 原 慎 士

(3) 判事深見翼の代理

第1順位 判事 三上 乃理子

第2順位 判事補（特例） 田原慎士

(4) 判事補（特例） 田原慎士の代理

第1順位 判事 三上 乃理子

第2順位 判事 深見 翼

(5) 判事補（特例） 佐々木耕の代理

第1順位 判事 深見 翼

第2順位 判事 三上 乃理子

(6) 前記(5)の定めにかかわらず、観音寺支部管轄の児童虐待の防止等に関する法律第9条の3による臨検捜索許可状請求事件の処理については、次の代理順序による。

判事補（特例） 佐々木耕の代理

第1順位 判事 三上 乃理子

第2順位 判事補（特例） 田原慎士

3 観音寺支部

判事補（特例） 佐々木耕の代理

第1順位 判事補（特例） 田原慎士

第2順位 判事 深見 翼

4 土庄出張所

判事菊井一夫の代理

判事 辻川靖夫

5 以上の代理順序によって処理できないときは、所長の指名した裁判官が代理する。

第4 開廷日割

別表のとおり

ただし、必要のあるときは隨時開廷し、また関係裁判官の協議により開廷日割を変更することができる。

第5 司法行政事務の代理

1 所長の代理 判事 菊井一夫

2 丸亀支部長の代理

第1順位 判事 深見 翼

第2順位 判事補(特例) 田原慎士

3 観音寺支部長の代理

第1順位 判事補(特例) 佐々木 耕

第2順位 判事 深見 翼

第3順位 判事補(特例) 田原慎士

4 以上の代理順序によって処理できないときは、所長の指名した裁判官が代理する。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

別表

開廷日割

1 本庁、土庄出張所

裁判官 曜日	辻川	菊井	田原綾子	久保田 (家事調停官)
月	調停	調停	人事訴訟 家事審判 少年審判	
火	調停	第2, 第4 土庄 第1, 第3 家事審判 少年審判	調停	第2, 第4
水	調停	人事訴訟 家事審判 少年審判	家事審判 少年審判	
木	家事審判	調停	調停	第1, 第3, 第5
金				

2 丸亀・観音寺支部

裁判官 曜日	三上乃理子	深見翼	田原慎士	佐々木
月			人事訴訟	観音寺
火	少年審判 家事審判 調停	少年審判	家事審判 調停	観音寺
水				少年審判
木			人事訴訟	観音寺
金	少年審判 家事審判 調停	少年審判	家事審判 調停	観音寺